

広島県訓令第4号

本 庁  
地 方 機 関

附属機関の委員等の任命等に関する訓令の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成三十年四月一日

広島県知事 湯 崎 英 彦

附属機関の委員等の任命等に関する訓令の一部を改正する訓令

附属機関の委員等の任命等に関する訓令（昭和五十七年広島県訓令第4号）の一部を次のように改正する。

第二十五条から第二十八条までを次のように改める。

第二十五条から第二十八条まで 削除

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。